

2025年（令和7年）

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ
大津市実行委員会

第1回常任委員会

【別冊】参考資料



日時 令和5年5月24日（水）午後1時30分

場所 びわ湖大津プリンスホテル



コンベンションホール「淡海」

湖国の感動 未来へつなぐ



わたSHIGA輝く国スポ・障スポ

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会

2025



キャッフィー

チャッフィー

【参考資料】

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ大津市実行委員会 常任委員名簿	・・・P 1
国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の概要	・・・P 2
第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 大津市開催基本方針	・・・P 4
わたSHIGA輝く国スポ・障スポ大津市実行委員会会則	・・・P 5
第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 大津市準備委員会総会から常任委員会への委任事項	・・・P 10
第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 大津市観光・おもてなし基本計画	・・・P 11
第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 大津市競技運営基本計画	・・・P 12
第79回国民スポーツ大会大津市輸送・交通実施要項	・・・P 13
わたSHIGA輝く国スポ大津市消防防災・警備業務実施要項	・・・P 17
情報通信体制の整備イメージ図	・・・P 20
わたSHIGA輝く国スポ・障スポ競技会場地マップ	・・・P 21
大津市開催競技（リハーサル大会）大会日程（予定）	・・・P 22

(令和5年5月24日現在)

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ大津市実行委員会常任委員会名簿

【委員長】 1名

[新任者については備考欄に「*」を記載]

No.	選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名	備考
1	市関係	大津市	市長	佐藤 健司	

【副委員長】 11名

No.	選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名	備考
1	スポーツ関係	一般社団法人大津市スポーツ協会	会長	礒田 英清	
2	スポーツ関係	大津市学区体育団体連絡協議会	会長	目片 清	*
3	スポーツ関係	大津市障害者スポーツ協会	会長	北村 茂	
4	産業・経済関係	大津商工会議所	会頭	河本 英典	*
5	産業・経済関係	大津北商工会	会長	後藤 又久	
6	産業・経済関係	瀬田商工会	会長	松尾 房郎	
7	宿泊・観光・衛生関係	公益社団法人びわ湖大津観光協会	会長	平川 良浩	
8	市議会関係	大津市議会	議長	竹内 基二	*
9	市関係	大津市教育委員会	教育長	島崎 輝久	
10	市関係	大津市	副市長	杉江 達秀	
11	市関係	大津市	副市長	北澗 弘康	*

【常任委員】 32名

No.	選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名	備考
1	市議会関係	大津市議会	副議長	浜奥 修利	*
2	市議会関係	大津市議会総務常任委員会	委員長	細川 俊行	*
3	競技団体	公益社団法人滋賀県サッカー協会	会長	前田 康一	*
4	競技団体	滋賀県テニス協会	会長	荒谷 善夫	
5	競技団体	滋賀県ボート協会	会長	奥村 功	
6	競技団体	滋賀県体操協会	会長	奥村 芳正	*
7	競技団体	一般社団法人滋賀県バスケットボール協会	会長	宇野 正信	
8	競技団体	特定非営利活動法人滋賀県セーリング連盟	会長	神野 佳樹	
9	競技団体	滋賀県フェンシング協会	会長	渡辺 一生	*
10	競技団体	滋賀県バドミントン協会	会長	藤原 健二	
11	競技団体	特定非営利活動法人滋賀県ライフル射撃協会	会長	杉 章男	*
12	競技団体	滋賀県カヌー協会	会長	小椋 正清	
13	競技団体	滋賀県空手道連盟	会長	こやり 隆史	*
14	競技団体	一般財団法人滋賀県高等学校野球連盟	会長	馬場 光仁	*
15	スポーツ関係	大津市スポーツ推進審議会	会長	石井 智	
16	スポーツ関係	大津市スポーツ推進委員協議会	会長	久保 洋司	
17	スポーツ関係	大津市小学校体育連盟	会長	上島 憲一	
18	スポーツ関係	大津市中学校体育連盟	会長	米田 博文	*
19	スポーツ関係	滋賀県高等学校体育連盟	会長	小田 隆司	*
20	教育・学校関係	大津市小学校長会	会長	木全 清友	*
21	教育・学校関係	大津市中学校長会	会長	太田 雅之	*
22	教育・学校関係	滋賀県高等学校長協会	会長	明吉 正知	*
23	通信・輸送・交通関係	一般社団法人滋賀県バス協会	会長	田畑 太郎	
24	通信・輸送・交通関係	一般社団法人滋賀県タクシー協会	会長	田畑 太郎	
25	医療・福祉関係	公益社団法人大津市医師会	会長	重永 博	
26	医療・福祉関係	一般社団法人大津市歯科医師会	会長	奈村 和記	
27	医療・福祉関係	一般社団法人大津市薬剤師会	会長	隠岐 英之	
28	医療・福祉関係	公益社団法人滋賀県看護協会第1地区支部	第1地区支部長	西村 由香	
29	医療・福祉関係	社会福祉法人大津市社会福祉協議会	会長	竹内 俊彦	
30	宿泊・観光・衛生関係	滋賀県旅館ホテル生活衛生同業組合	理事長	前川 為夫	
31	市民団体・各種団体	大津市自治連合会	会長	北川 吉男	
32	市関係	大津市	政策調整部長	南堀 弘	*

国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の概要

1 概要

国民スポーツ大会（現在の国民体育大会）は、昭和21年に京都府を中心とした京阪神地区で第1回大会が開催され、以降、各都道府県の持ち回り開催となり、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにすることを目的に毎年開催されるスポーツの祭典です。

全国障害者スポーツ大会は、昭和40年から身体障害のある人を対象に行われてきた「全国身体障害者スポーツ大会」と、平成4年から知的障害のある人を対象に行われてきた「全国知的障害者スポーツ大会」を統合した大会として、平成13年から国体終了後に同じ開催地で開催されている大会で、障害のある人が競技等を通じてスポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障害に対する理解を深め、障害のある人の社会参加の推進に寄与することを目的として毎年開催される障害者スポーツの全国的な祭典です。

2 大会名称、愛称、スローガン

国民体育大会は、令和6年に開催される第78回大会以降、国民スポーツ大会に名称変更され、略称は国スポ（こくすぽ）となります。

令和7年に滋賀県で開催される第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会については、愛称を「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」、スローガンを「湖国の感動 未来へつなぐ」とされています。

3 主催

国民スポーツ大会の主催者は、公益財団法人日本スポーツ協会、文部科学省、開催地都道府県となります。また、各競技会については、日本スポーツ協会加盟競技団体、会場地市町を含めたものとなります。

全国障害者スポーツ大会の主催者は、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会、文部科学省、開催地都道府県および市町に、その他の関係団体を加えたものとなります。

4 大会の開催時期等

【国民スポーツ大会】

- ・開催時期：9月中旬～10月中旬
- ・開催期間：11日間以内

【全国障害者スポーツ大会】

- ・開催時期：原則として国民スポーツ大会の直後
- ・開催期間：3日間

5 実施予定競技

【国民スポーツ大会】

滋賀県で開催される第79回大会における実施予定競技は次のとおりです。

(1) 正式競技（37競技）

①毎年実施競技（36競技）

陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ボート、ホッケー、バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、軟式野球、相撲、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、スポーツクライミング、カヌー、アーチェリー、空手道、銃剣道、なぎなた、ボウリング、ゴルフ、トライアスロン

②隔年実施競技（2競技のうち1競技を実施）

ボクシング、クレール射撃（第79回大会ではボクシングを実施）

(2) 特別競技（1競技）

高等学校野球（硬式および軟式）

(3) 公開競技（7競技）

綱引、ゲートボール、武術太極拳、パワーリフティング、グラウンド・ゴルフ、バウンドテニス、エアロビック

(4) デモンストレーションスポーツ

県民を対象とし、滋賀県にて種目が決定されます。

スポーツ拳法、ウォーキング、インディアカ、ソフトバレーボール等

【全国障害者スポーツ大会】

滋賀県で開催される第24回大会における実施予定競技は次のとおりです。

(1) 正式競技（14競技）

陸上競技、水泳、アーチェリー、卓球、フライングディスク、ボウリング、ボッチャ、バスケットボール、車いすバスケットボール、ソフトボール、グラウンドソフトボール、フットベースボール、バレーボール、サッカー

(2) オープン競技

滋賀県、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会、文部科学省による協議の上、決定されます。
スポーツウェルネス吹矢、知的障害者バドミントン、ゴールボール

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 大津市開催基本方針

1 基本方針

本市は、琵琶湖や比叡、比良の山々に代表される四季折々に美しさを見せる豊かな自然、世界遺産、日本遺産を始めとする数多くの歴史と文化に彩られた恵み豊かなまちです。

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会では、「大津の魅力」を全国に発信する絶好の機会とし、市民、関係団体、行政などが協働で大会運営を行い、全国から本市を訪れる人々をあたたかい気持ちでお迎えし、年齢、性別、障害のあるなしを問わず、市民総参加により、夢や感動、連帯感を共有できる大会とすることを目指します。

また、大会の開催を契機として、本市スポーツ推進計画の目指す、市民のスポーツへの関心を高めるとともに、スポーツに親しみ、笑顔で楽しめる環境を、市民が力を合わせて共に創っていくことが出来る社会の実現に繋げてまいります。

2 実施目標

(1) スポーツで大津を元気にする大会

スポーツを「する」「みる」「支える」ことにより、市民が自らスポーツを行う環境を創る土台となり、スポーツを通じて地域に一体感や活力を醸成するきっかけとする。また、市民がライフスタイルに応じたスポーツを楽しむことができるよう生涯スポーツの普及・振興に繋がる大会を目指します。

(2) 市民協働で創る大会

市民の参加意識の高揚を図るため、大会を身近に感じてもらえるよう情報発信や啓発活動を積極的に行い、創意工夫をこらした機運づくりを図ります。市民総参加のもと、県・市・関係団体等と緊密に連携し、大会の成功を目指します。

(3) 大津の魅力を発信する大会

歴史・文化・自然など様々な大津の魅力を全国に発信するとともに、本市を訪れる人々をあたたかい気持ちでお迎えます。また、スポーツと観光を融合させたスポーツツーリズムを促進する大会を目指します。

(4) 大津の未来に負担を残さない大会

既存施設の有効活用や、大会運営の簡素化・効率化を徹底するとともに、施設整備が必要な場合は、環境に最大限配慮し、大会終了後の持続的な活用が可能で、誰もが使いやすい施設としての整備を目指します。

(5) すべての人がともに支えあう大津を目指す大会

障害のある人が主体的に大会に参画することや、障害の程度にかかわらず日常的にスポーツに親しむ環境を整えることで自己実現の機会を拡げるとともに、障害のある人もない人もみんなでスポーツを楽しむことを通じて、人と人との絆を育み、障害への理解を十分深め、ともに支え合う社会を築くことができる大会を目指します。

【令和3年2月5日 準備委員会第1回設立総会審議】

【令和4年8月19日 準備委員会第3回総会審議】

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ大津市実行委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ大津市実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会において、大津市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に関し、必要な事務及び事業を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他、実行委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

第2章 組織

(組織)

第4条 実行委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 大津市を代表する者
- (2) 大津市議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

(役員)

第5条 実行委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 15名以内
- (3) 常任委員 50名以内
- (4) 監事 2名

(役員を選任)

第6条 会長は、大津市長をもって充てる。

2 副会長、常任委員及び監事は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が委嘱する。
(役員職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき、又は欠けたときはあらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第6項に掲げる事項を審議する。

4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員(以下「委員等」という。)の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成され、解散したときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属団体又は機関の役職を離れた場合は、その委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告する。

4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第9条 実行委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会長が重要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。

5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 実行委員会に、次に掲げる会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員等をもって構成する。

2 総会は必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名する者がこれにあたる。

4 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。

(1) 競技会の開催に係る基本方針に関すること。

(2) 会則の制定及び改廃に関すること。

- (3) 事業計画及び事業報告に関すること。
- (4) 予算及び決算に関すること。
- (5) 常任委員会に委任する事項に関すること。
- (6) その他重要な事項に関すること。

5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開催し、議決することができない。ただし、総会に出席できない委員等は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、出席したものとみなす。

6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

7 会長は必要に応じて顧問又は参与に総会への出席を求めることができる。

8 会長は、必要があると認めるときは、委員に事前に送付した議案に対し書面をもって表決を求め、その結果を総会の議決に代えることができる。

（常任委員会）

第12条 常任委員会は、委員長、副委員長及び常任委員をもって構成する。

2 委員長は、会長をもって充て、副委員長は、副会長をもって充てる。

3 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

4 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれにあたる。

5 委員長に事故があるとき、又は欠けたときはあらかじめ委員長が指名した副委員長が、その職務を代理する。

6 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

- (1) 総会から委任された事項に関すること。
- (2) 専門委員会の設置並びに専門委員会への付託及び委任に関すること。
- (3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること。
- (4) その他、委員長が必要と認める事項に関すること。

7 前条第5項、第6項及び第8項の規定は、常任委員会において準用する。

8 常任委員会は、第6項の規定により審議し、決定した事項及び次条第2項の規定により専門委員から報告があった事項を次の総会に報告するものとする。

（専門委員会）

第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

2 専門委員会は、常任委員会から委任又は付託された事項について調査、審議し、その結果を常任委員会に報告するものとする。

3 前2項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関して必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。

4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

第4章 会長の専決処分

（会長の専決処分）

第14条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で簡易なものについては、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

（事務局）

第15条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

（経費）

第16条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

（予算及び決算）

第17条 実行委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

（会計年度）

第18条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

2 実行委員会の会計に関して必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 解散

（解散）

第19条 実行委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。

2 実行委員会が解散するとき有する残余財産は、大津市に帰属するものとする。

第8章 補則

（委任）

第20条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し、必要な事項は会長が別に定める。

附則

この会則は、令和3年2月5日から施行する。

附則

- 1 この会則は、令和4年8月19日から施行する。
- 2 この会則の施行の際、現に第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会大津市準備委員会の役員、委員、顧問、参与又は専門委員である者は、それぞれ、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ大津市実行委員会の役員、委員、顧問、参与又は専門委員に委嘱されたものとする。
- 3 この会則の施行の際、現に制定されている第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会大津市準備委員会の方針、計画及び関係諸規程（様式は除く。）のうち、「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会」とあるものは、「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」と読み替え、また、「第79回国民スポーツ大会」とあるものは、「わたSHIGA輝く国スポ」に、「第24回全国障害者スポーツ大会」とあるものは「わたSHIGA輝く障スポ」と、それぞれ読み替え、さらに、「準備委員会」とあるものは「実行委員会」と読み替えるものとする。

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
大津市準備委員会総会から常任委員会への委任事項

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会大津市準備委員会会則第11条第4項第5号の規定に基づく常任委員会への委任事項は、次のとおりとする。

- 1 開催準備の総合企画及び運営に関すること
- 2 財務、広報、市民協働及び歓迎・おもてなしに関すること
- 3 競技、式典及び施設に関すること
- 4 宿泊及び医事・衛生に関すること
- 5 輸送・交通、警備・消防に関すること
- 6 その他会務に必要な事項に関すること

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 大津市観光・おもてなし基本計画

1 目的

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」において観光・おもてなしについては、「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会大津市開催推進総合計画」に基づき、全国から大津を訪れる人に、「来てよかった」、「また大津に来たい」と思っただけのよう、大津の魅力に触れていただくとともに、心のこもったおもてなしを提供する。また、スポーツと観光を融合させたスポーツツーリズムの促進を図るとともに、本市の特色をいかしたプロモーションを実施する。

2 内容

(1) 接遇意識の高揚

全国から大津を訪れる人をあたたかい気持ちでお迎えし、心のこもったおもてなしを提供するため、関係機関・関係団体等の協力を得て、接遇意識の高揚を推進する。

(2) 総合案内所の設置

全国から大津を訪れる人の利便性向上を図るとともに、競技会場、主要駅等へ総合案内所を設置し、競技、宿泊、交通、観光、物産等の情報を広く提供する。

(3) 休憩所等の設置

全国から大津を訪れる人の憩いの場、交流の場、おもてなしの場として、競技会場に休憩所やふるまいコーナー等を設置する。

(4) 売店の設置

全国から大津を訪れる人の利便性向上を図るとともに、本市の特産品等の紹介及び販売を促進するため、関係機関・関係団体等の協力を得て、競技会場に売店等を設置する。

(5) 歓迎装飾の実施

全国から大津を訪れる人をあたたかい気持ちでお迎えするとともに、両大会の開催機運や歓迎ムードを高めるため、競技会場、主要駅等に歓迎装飾を行う。

附則

この計画は、令和4年8月19日に施行する。

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 大津市競技運営基本計画

1 目的

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」（以下「両大会」という。）において本市で開催される競技会については、参加する選手がその能力を十分発揮できるよう、「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会大津市開催推進総合計画」に基づき、県、競技団体、関係機関及び関係団体等（以下「県等」という。）と緊密に連携し、円滑かつ効率的な運営を図る。

2 内容

（1）競技会の運営

競技会の運営については、県等と緊密に連携し、多岐にわたる業務を円滑に運営できるよう市民と力を合わせて共に創っていくことができるよう体制づくりを行う。

（2）競技役員等の編成

競技役員等の編成については、県、競技団体等と十分協議のうえ、適正な配置を行う。

（3）競技会場、練習会場の確保・整備

競技会場、練習会場の確保・整備については、県、競技団体及び施設管理者等と十分協議のうえ、計画的かつ効率的に行う。

（4）競技用具の整備

競技用具の整備については、「第79回国民スポーツ大会競技用具整備基本方針」に基づき、競技運営に支障のないよう、県、競技団体及び施設管理者と十分協議のうえ、可能な限り現有のものを活用又は借用するなど計画的かつ効率的に整備を行う。

（5）競技記録の収集及び速報

競技記録の収集及び速報については、県、競技団体、関係機関等と連携を図り、正確かつ迅速に処理できる体制づくりを行う。

（6）リハーサル大会

リハーサル大会については、競技会の運営能力の向上を図るとともに両大会に対する市民の機運づくりを図るため、県、競技団体、関係機関等と協力して開催する。

第79回国民スポーツ大会大津市輸送・交通実施要項

1 趣旨

この要項は、「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会大津市輸送・交通基本計画」に基づき、第79回国民スポーツ大会「わたSHIGA輝く国スポ」（以下「国スポ」という。）における輸送・交通業務の実施に万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会大津市準備委員会（以下「市準備委員会」という。）は、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会（以下「県準備委員会」という。）と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関、関係団体等の協力を得て、輸送・交通業務を実施する。

3 輸送・交通業務の一般的事項

(1) 輸送対象者

輸送の対象者は大津市で開催する競技会に参加する次の者とする。

- ア 選手・監督
- イ 競技役員、競技補助員
- ウ 競技会役員、競技会係員、競技会補助員
- エ 報道員、視察員
- オ 一般観覧者
- カ 上記の他、市準備委員会が必要と認めた者

(2) 輸送・交通業務の実施期間

輸送・交通業務の実施期間は、原則として、公式練習日を含む各競技会の会期中とする。ただし、特別な事情があると認められる場合は、この限りではない。

(3) 輸送・交通業務の範囲

- ア 輸送・交通業務の範囲は、競技会場、練習会場、指定集合地、宿舍、主要な駅及び指定駐車場、その他関連諸行事の会場（以下「競技会場等」という。）の相互間とする。
- イ 輸送については、原則として公共交通機関を利用することとし、公共交通機関による輸送が困難な場合及び競技会の運営に著しく支障がある場合は、計画輸送を行う。
- ウ 計画輸送は、競技会の運営上、やむを得ない場合を除いて、原則として近距離（概ね2キロメートル未満をいう。）は行わない。

4 輸送・交通業務の内容

(1) 輸送業務の内容

ア 輸送計画の策定

関係機関、関係団体等の協力を得て、輸送対象者、発着場所、発着時刻等を内容とする輸送計画を策定する。

イ 指定集合地の設定

輸送の効率化を図るため、必要に応じて、関係機関、関係団体等と協議のうえ、指定集合地を設定する。

ウ 輸送経路の設定

参加人員、時間帯等を考慮し、関係機関、関係団体等と協議のうえ、輸送経路を設定する。

エ 輸送案内

必要に応じて、主要な駅等に案内所を設置し、競技会場等への誘導案内を行う。

オ 広域配宿における輸送

広域配宿によって大津市以外に所在する旅館等を宿舎として利用する選手・監督及び役員等の輸送を実施する。

カ 同一競技が大津市と大津市以外の会場地で行われる場合の輸送

同一競技が大津市と大津市以外の会場地で行われる場合の輸送は、関係会場地準備委員会と協議のうえ、必要に応じて、実施する。

キ 一般観覧者の輸送

一般観覧者の安全、円滑かつ効率的な輸送を行うため、関係機関、関係団体等の協力を得て、必要な措置を講じる。

ク バス・タクシー乗降場の設置及び係員の配置

輸送対象者の利便と安全を図るため、競技会場等内のバス・タクシーの発着場所に乗降場を設置し、必要に応じて、係員を配置する。

ケ 全国輸送との連携

(ア) 指定下車駅等の設定

県準備委員会と協議のうえ、選手・監督及び役員等の下車駅等を、宿泊地の最寄りの駅等から1か所以上設定する。

(イ) 指定下車駅等からの輸送

指定下車駅等と宿舎の相互間の輸送については、原則として公共交通機関等を利用した自主移動とする。ただし、市準備委員会は、移動距離及び道路交通事情を勘案し、必要に応じて、輸送を実施する。

(2) 輸送力の確保

ア 臨時バスの運行等

必要と認められる場合には、関係機関、関係団体等に対し、臨時バスの運行、バス路線の変更及び停留所の臨時設置等を要請するとともに、必要な措置を講じる。

イ 車両の確保

計画輸送に使用する車両については、借上げバス・タクシー等により行い、関係機関、関係団体等の協力を得て、必要台数を市準備委員会が確保する。

ウ 予備車の確保

国スポ期間中、予備車を準備して緊急時に備える。

(3) 交通業務の内容

ア 交通規制

各競技会の円滑な運営に万全を期するため、所轄警察署の協力を得て、必要に応じて、競技会場周辺等における交通規制措置を講じる。

イ 案内・誘導

輸送対象者を安全で正確かつ迅速に目的地へ誘導するため、必要に応じて、主要道路、競技会場等及びその周辺に案内・誘導看板等を設置する。

ウ 交通整理

輸送対象者の運行の安全及び競技会場等周辺の混雑防止のため、必要な箇所に係員を配置し、交通の整理誘導を実施する。

エ 路上駐車防止

交通渋滞や交通事故発生の要因となる路上駐車を防止するため、所轄警察署の協力を得て、必要に応じて、競技会場周辺等の巡回を行う。

オ 指定駐車場の確保及び開設

輸送対象者が利用する車両台数を勘案し、関係機関、関係団体等の協力を得て、指定駐車場の確保に努める。

なお、指定駐車場と競技会場が遠隔地となる場合は、シャトルバスの運行等必要な措置を講じる。

カ 指定駐車場の管理及び運営

指定駐車場に係員を配置し、車両の適切な誘導を行い、事故防止に努める。

キ 駐車許可証の交付

利用者を限定する必要がある特定の指定駐車場の利用者に対して、事前に駐車許可証を交付し、許可車両であることを確認することにより、適切な車両誘導及び駐車場の円滑な管理運営を図る。

ク 交通環境整備

国スポ期間中の環境への負荷の軽減と交通混雑の緩和のため、輸送対象者に

対し、公共交通機関の利用の促進及び自家用車での来場自粛を働きかける。

また、市民等に対しても、渋滞の原因となる路上駐車防止及び自家用車利用の自粛協力等の啓発を行う。

ケ 道路機能の保全

国スポ関係車両の通行が予想される道路の破損箇所の補修など必要な保全対策及び国スポ期間中に交通渋滞が予想される道路や競技会場等周辺の道路工事の計画的な実施について、関係機関へ協力を求める。

5 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における輸送・交通業務実施についても、必要に応じてこの要項を準用する。

附則

この要項は、令和4年6月27日から施行する。

わたSHIGA輝く国スポ大津市消防防災・警備業務実施要項

1 趣旨

この要項は、「第79回国民スポーツ大会大津市消防防災・警備基本計画」に基づき、「わたSHIGA輝く国スポ」（以下「国スポ」という。）における消防防災業務及び警備業務の実施に万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施場所

消防防災業務及び警備業務の実施場所は、競技会場、練習会場、駐車場等（以下「競技会場等」という。）とする。

3 実施期間

消防防災業務及び警備業務の実施期間は、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ大津市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）が必要と認める国スポ開催前及び国スポ開催期間中とする。

4 実施体制

消防防災業務及び警備業務の実施体制は、次のとおりとする。

（1）国スポ開催前

大津市消防局及び関係機関、関係団体等との連携を図りながら、平常時の業務体制で実施する。

（2）国スポ開催期間中

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ大津市実施本部内に設置した消防・警備部が、必要に応じて実施する。

5 消防防災業務

（1）基本的事項

ア 消防法等関係法令を遵守し、特に競技会場等の消防防災に取り組む。

イ 大津市地域防災計画、大津市水防計画、大津市消防局が定める警備計画及び各施設の消防計画に定められた事項を基本とする。

（2）実施内容

ア 国スポ開催前

（ア）競技会場等における消防防災体制の確立に関すること。

（イ）競技会場等における消防用設備及び水利等の点検整備に関すること。

（ウ）消防防災に必要な教育訓練の実施に関すること。

（エ）防火防災意識の高揚と、啓発活動の推進に関すること。

（オ）競技会場等での避難訓練に関すること。

（カ）競技会場等の予防査察に関すること。

（キ）その他必要な消防防災業務に関すること。

イ 国スポ開催期間中

（ア）競技会場等における火災等の予防、警戒及び鎮圧に関すること。

- (イ) 競技会場等の救急救助に関する事。
- (ウ) 競技会場等における避難経路の確保及び火災その他の災害発生時における避難誘導に関する事。
- (エ) その他必要な消防防災業務に関する事。

(3) 広域配宿に係る対策

広域配宿が生じた場合は、宿泊市町及び関係機関、関係団体等と連携し対応する。

(4) 大規模災害に係る対策

大規模災害が発生した場合は、関係機関、関係団体等と連携し対応する。

6 警備業務

(1) 基本的事項

競技会場等における雑踏事故及びその他事件・事故の防止に取り組む。

(2) 実施内容

ア 国スポ開催前

- (ア) 競技会場等における警備体制の確立に関する事。
- (イ) 実地踏査の実施に関する事。
- (ウ) 施設・構造物の安全対策の推進に関する事。
- (エ) 通信体制の確立に関する事。
- (オ) 関係機関、関係団体等との情報連絡体制の確立に関する事。
- (カ) 警備員等の確保と事前教育及び訓練に関する事。
- (キ) その他必要な警備業務に関する事。

イ 国スポ開催期間中

- (ア) 競技会場等における事故及び事件の防止に関する事。
- (イ) 競技会場等での交通誘導警備に関する事。
- (ウ) 選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者の競技会場等での誘導及び混雑防止に関する事。
- (エ) 競技会場等における犯罪の予防に関する事。
- (オ) 競技会場等における避難通路の確保に関する事。
- (カ) 迷子及び遺失物等への対応に関する事。
- (キ) 入退場者管理に関する事。
- (ク) 不審者、不審物の発見と適切な対応に関する事。
- (ケ) 競技会場、練習会場、駐車場への不法侵入の予防及び施錠確認等の管理に関する事。
- (コ) 犯罪行為等、円滑な運営を妨害しようとする者への対応に関する事。
- (サ) 情報通信業務の実施に関する事。
- (シ) その他必要な警備業務に関する事。

(3) 突発重大事案に係る対策

突発重大事案が発生した場合は、関係機関、関係団体等と連携し対応する。

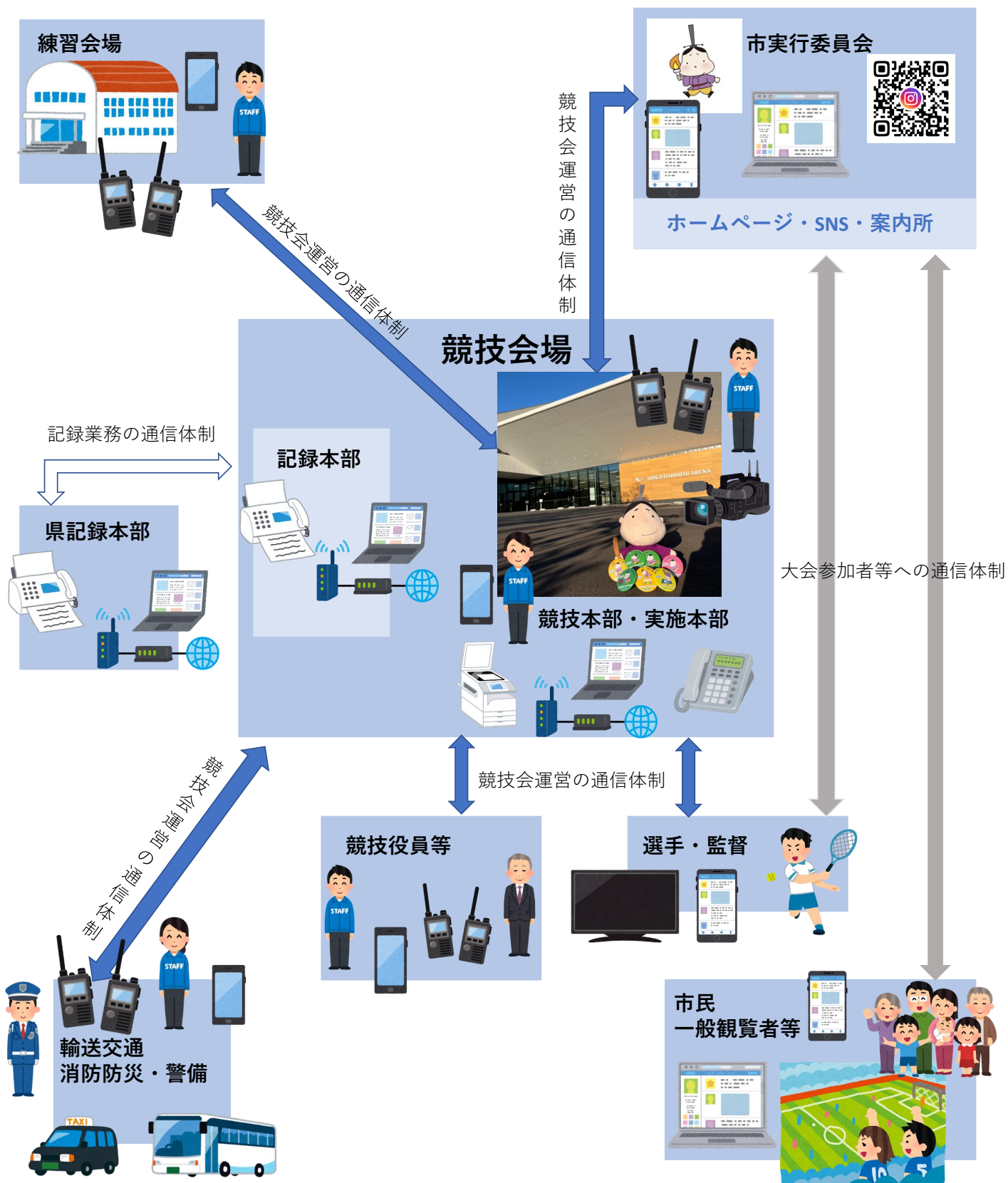
7 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における消防防災・警備業務実施についても、必要に応じてこの要項を準用する。
- (3) 「わたSHIGA輝く障スポ」及びその競技別リハーサル大会における消防防災業務及び警備業務については、滋賀県が設置したわたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会と別途協議の上、必要に応じてこの要項を準用する。

附則

この要項は、令和5年2月10日から施行する。

情報通信体制の整備イメージ図



2025 わたSHIGA輝く国スポ・障スポ 競技会場地マップ

R5.1月 現在

●実施競技

国民スポーツ大会

正式競技/37競技

特別競技/1競技

公開競技/7競技

全国障害者スポーツ大会

正式競技/14競技



高島市

ウエイトリフティング	ソフトボール	銃剣道
高等学校野球(軟式)	ソフトボール	

大津市

サッカー	テニス	
ローイング(ボート)	体操(競技)	体操(新体操)
体操(トランポリン)	バスケットボール	セーリング
フェンシング	バドミントン	ライフル射撃(25m)
カヌー(スローム、ワイドウォーター)	空手道	高等学校野球(硬式)
バスケットボール	車いすバスケットボール	

草津市

水泳(競泳)	水泳(飛込)	水泳(水球)
水泳(アーティスティックスイミング)	バレーボール(6人制)	バスケットボール
バウンドテニス	水泳	バレーボール(精)

甲賀市

サッカー	軟式野球	ゴルフ
高等学校野球(軟式)	グラウンドゴルフ	フライングディスク
ボッチャ		

※サッカーについては、大津市・守山市と甲賀市が準備運営を行います。

栗東市

レスリング	ゴルフ	パワーリフティング

守山市

サッカー	バレーボール(6人制)	軟式野球
ソフトボール	エアロビク	サッカー

湖南市

剣道	バレーボール(知)

野洲市

バスケットボール	卓球	武術太極拳
卓球(サブカテゴリーも含む)	県市町共催 ※ラグビーフットボールの競技会場は野洲市です。	ラグビーフットボール

※ラグビーフットボールについては、滋賀県が準備運営を行います。

竜王町

スポーツクライミング	軟式野球

日野町

ソフトボール	ソフトボール

長浜市

水泳(オープンウォータースイミング)	バレーボール(ビーチバレー等)	ソフトテニス
相撲	柔道	ゲートボール
フットソフトボール		

米原市

ホッケー

彦根市

陸上競技	ハンドボール	弓道
なぎなた	陸上競技	

県市町共催

滋賀県・彦根市・豊郷町・甲良町・多賀町

ボウリング	ボウリング

※ボウリングの競技会場は彦根市です。

愛荘町

アーチェリー	アーチェリー

東近江市

サッカー	ボクシング	自転車(ロード・レース)
軟式野球	ソフトボール	カヌー(スプリント)

ゴルフ	グランドソフトボール

近江八幡市

バレーボール(6人制)	ハンドボール	軟式野球

トライアスロン	綱引	バレーボール(身)

※バレーボール(身)は、聴覚障害者が出場できる競技です。

県外開催競技

京都府向日市 自転車(トラック・レース)	大阪府豊能郡能勢町 ライフル射撃(50m、10m、BR・8P)	兵庫県三木市 馬術

大津市開催競技（リハーサル大会）及び開催施設

【国民スポーツ大会】

競技名		大会名	実施時期（予定）	開催施設（予定）
サッカー		第60回全国社会人サッカー選手権大会	令和6年10月	・皇子山総合運動公園陸上競技場 ・伊香立公園芝生グラウンド ・甲賀市水ロススポーツの森陸上競技場
テニス		第47回全日本都市対抗テニス大会	令和6年7月	大石緑地スポーツ村テニスコート
ローイング （※ボート）		第70回中日旗争奪びわ湖レガッタ	令和6年8月	関西みらいローイングセンター （滋賀県立琵琶湖漕艇場）
体操	競技	第78回近畿高等学校体操競技選手権大会	令和6年6月	滋賀ダイハツアリーナ （滋賀アリーナ）
	新体操	第78回近畿高等学校新体操選手権大会	令和6年6月	
	トランポリン	第3回滋賀県トランポリン選手権（オープン大会）	令和6年8月	
バスケットボール		第7回全日本社会人バスケットボール選手権大会 近畿ブロック予選	令和6年12月	滋賀ダイハツアリーナ （滋賀アリーナ）
セーリング		・全日本実業団ヨット選手権大会 ・全日本セーリングスピリッツ級選手権大会 ・全日本セーリング選手権大会	令和6年9月	大津市柳が崎特設セーリング会場
フェンシング		第77回全日本フェンシング選手権大会 （団体戦）	令和6年12月	ウカルちゃんアリーナ （滋賀県立体育館）
バドミントン		JTB バドミントンS/JリーグII 2024	令和6年11月	滋賀ダイハツアリーナ （滋賀アリーナ）
ライフル射撃（25m）		令和6年度全国センター・ファイア・ピストル射撃競技大会兼わた SHIGA 輝く国スポライフル射撃（25m）競技リハーサル大会	令和6年9月	滋賀県警察学校射撃場
カヌー （スラローム、 ワイルドウォーター）		わた SHIGA 輝く国スポカヌー競技リハーサル大会（カヌースラローム・ワイルドウォーター）	令和6年10月	瀬田川特設カヌー会場
空手道		令和6年度滋賀県民総スポーツの祭典 第77回滋賀県民スポーツ大会の部 空手道競技	令和6年7月	ウカルちゃんアリーナ （滋賀県立体育館）
〔特別競技〕 高等学校野球（硬式）		実施しない		

※2023年1月1日付で「ボート」から「ローイング」に競技名称が変わりました。

